



2025年JMRC中国・四国ラリーシリーズ一般規定

第1条 総則

2025年JMRC中国・四国ラリーシリーズ（以下本シリーズ）は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認もとにFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJAFの国内競技規則およびその細則、2025年日本ラリー選手権規定、ラリー競技開催定および本シリーズ一般規定ならびにオーガナイザーによって発行される大会特別規則に従って開催される。

第2条 参加資格

ドライバー及びコ・ドライバーは、2025年度JAF国内運転者許可証国内B以上及び当該車両を運転できる運転免許証の所持者であること。

第3条 参加車両

当該年のJAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に定められるR車両、RJ車両、RPN車両、RF車両またはAE車両。

JMRC中国・四国ラリーシリーズ部門のオープンクラスへ参加の場合には、上記に加えてFIA公認車両またはJAF登録車両で2002年12月31日以前に運輸支局等に初度登録され、かつ2002年JAF国内競技車両規則第3編ラリー車両規定に従った車両（RB車両）で当該年のJMRC中国・四国ラリーシリーズ車両規定に従った車両も参加できる。

なお、過給器付車両のエアリストラクターの装着は全クラスで任意とする。

第4条 クラス区分及び開催方法

1. クラス区分

過給換算（過給器係数1.7）後の気筒容積が下記の通りとする。

FG-1クラス	2500ccを超える車両
FG-2クラス	1500ccを超え2500cc以下の車両
FG-3クラス	1500cc以下の車両
FG-4クラス	1500cc以下のRPN車両及びAE車両
OP-Cクラス（オープンCクラス）	3000ccを超える車両
OP-Bクラス（オープンBクラス）	1500ccを超え3000cc以下の車両
OP-Aクラス（オープンAクラス）	1500cc以下の車両

2. 開催方法

選手権部門（FG-1、FG-2、FG-3、FG-4）を開催する場合は必ずJMRC中国・四国ラリーシリーズ部門（OP-C、OP-B、OP-A）を併設しなければならない。

また、FC、FB、FA（オープンクラス）のみの単独開催を行うことができる。

オープンクラスの参加資格は、以下の何れかを満足していることとする。

- ・過去に当該クラスで本シリーズ6位以上の入賞経験のないドライバー。
- ・RB車両で参加する場合。
- ・スピードSA車両で参加する場合。

第5条 本シリーズの成立

各クラスにおいて、2戦以上の競技が行われなければ、そのクラスの本シリーズは成立しない。

第6条 得点基準

各競技会ごとに、登録されたドライバー及びコ・ドライバーの各部門に対し、第4条のクラスごとに以下の通り得点を与える。

1位：20点、2位：15点、3位：12点、4位：10点、5位：8点、6位：6点、7位：4点、8位：3点

この得点を集計し、得点の高い順に順位を決定する。

シリーズ順位の決定において、複数の者が同一の得点を得た場合、上位得点の回数が多い順に決定される。(20点の数、15点の数、以下それに準ずる。)

以上の方法で決定しない場合は同順位とする。

なお、JAF中四国ラリー選手権の場合は、選手権規定に従う。

第7条 参加者の遵守事項

1. 参加者は交通法規を守り、他の交通に迷惑を及ぼしてはならない。

2. 非常用赤色合図灯、非常停止表示板(2枚)、A3サイズで、表面に緑文字で「OK」、裏面に赤文字で「SOS」が記入されたもの(2枚)、牽引ロープ及び救急用品の携行を義務づける。

競技中コースアウト、スタック等の場合は、安全のため後続車及び対向車に対し非常停止表示板及び赤色灯等により合図し、安全対策をする事。(停止車両のコース方向で少なくとも50m手前に反射式の三角表示板を置き、後続車に知らせる。)

2-1 オーガナイザーが定めた区間でトラブルが起こった場合の処置に関しては、以下の対応を取らなければならない。

2-1-1 クルーが負傷し医療処置が必要なとき、または車両火災が発生した時は、赤色のSOSマークを後続車に提示し救助を求めなければならない。このSOSマークを提示されたクルーは、競技を中断し救助にあたる義務がある。

最初に到着したクルーは、トラブルが発生したクルーから状況を聞き、けが人の救助又は消火活動を行ながら後続車両を停止させる作業を行う。

後続車両が到着したら、いずれかのクルーは、当該区間進行方向で最寄の通過確認(ラジオポイント)またはフィニッシュに行き、この状況報告をする。

2-1-2 当該区間でトラブルが発生し車両が動けない状態ではあるものの医療処置などが不要な場合は、緑色のOKサインを最終車両通過まで提示することが義務付けられる。

2-1-3 クルーが車内に閉じ込められた状態で停止している車両を発見した後続のクルーは、2-1-1の対応をしなければならない。

2-2 後続車が通過困難と思われる場合には、後続車はその状況判断を出来るようにアクションによって注意をうながすこと。(SOSマークは使用不可)

2-3 後続車が通過できない場合は、可能な限りHQまたはCROに連絡し、各クルーの相互協力によってその区間を通行できるように努めること。

(この場合審査委員会は、影響のあったクルーに対し救済タイムを与える)

3. 競技途中でリタイアする場合は、必ずオーガナイザー所定のリタイア届並びにタイムカードを、競技委員に提出すること。提出できない場合は、競技会本部へ電話等の方法で連絡すること。

4. チェックポイントでのタイムアウト及び途中リタイアの場合、競技委員の指示に従うこと。

5. リタイアの場合はゼッケン、ラリー競技会参加の証及び競技関係の貼付物を速やかに除去すること。

6. 市街地の走行は特に騒音を出さないようし、ライトを減光すること。

7. 競技中のヘルメット及びレーシングスーツはJAF国内競技車両規則第4編細則のラリー競技に参加するクルーの装備品に関する細則に従うこと。

第8条 参加拒否

大会組織委員会はその理由を明示することなく参加申し込みを拒否することができる。

参加拒否した場合、オーガナイザーはすみやかに当該競技会審査委員会に報告する事。

第9条 保険等

1. オーガナイザーは参加者に対し、競技に適応する損害保険会社の対人賠償保険または各地区のJMRCラリー共済（同等なものを含む）、および搭乗者保険（またはスポーツ安全保険）の加入を義務付けること。

第10条 JMRC共済（スポーツ安全保険）の加入

1. 各クルーは各JMRCにおいてスポーツ安全保険に加入しなければならない。
また、加入を証明するものの提出を義務付ける。
2. 加入していない者への、加入方法や金額は特別規則書に記載される。

第11条 乗員および参加車両の変更

1. 正式参加受理後のクルーの変更は認められない。但し、コ・ドライバーおよび参加車両については、参加者から参加確認受付終了までに理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
2. 参加クラスの変更を伴う参加車両の変更は認められない。

第12条 車両検査

1. 本競技に参加する車両について、オーガナイザーは車両検査を行うことができる。
2. 検査の結果が不適当と判断された箇所については、修正を命ずる事ができる。
3. 前項による再検査の結果が不適当と判断された車両は出走することはできない。
4. オーガナイザーは競技終了後、再車検を行うことができる。

第13条 ゼッケン等

1. 参加車両はオーガナイザーが指定したゼッケンおよび広告物を定められた位置に正しく貼付しなければならない。（スポンサー名等を隠さない）
2. ゼッケンの番号はオーガナイザーが決定する。

第14条 競技成績の計算

1. タイムカードの計算および控えは参加者の責任において各自行うこと。
2. タイムカードの提出は最終TCイン後速やかに行うこと。
3. 細則スペシャルステージラリー以外では、方法と罰則を特別規則書に記載すること。

第15条 チェックポイント（コントロール）

1. 細則スペシャルステージラリーでの開催の場合には細則を適用し、それ以外は下記に従う。
2. チェックポイントはコース上に設置し、チェックラインはその路面幅に及ぶものとする。
3. チェックポイントの表示、チェック車の配置は原則として進行方向左側とする。
4. チェックライン通過後、安全を確認のうえ競技委員よりチェックカードを受け取り、速やかに前方へ移動し後続車の障害にならないようにする。
5. チェックポイント及びフィニッシュは原則として先頭スタート車両の基準通過時刻の15分前に開設し、最終スタート車両の基準通過時刻の30分後に閉鎖する。
但し全参加車両の通過が確認された場合は、規定時刻前でも閉鎖することができる。

第16条 競技の中断または打ち切り

1. 競技の特定区間の中断または打ち切りは、競技の進行が全ての参加車両に対し、不可能または著しい障害となった場合、交通法規違反や事故の発生、その他第三者に対する影響等で競技を続行することが各方面に対し支障を及ぼすと判断された場合審査委員会の決定により行う。
また、上記に関連した理由により関係官庁から中断等の勧告を受けた場合も同様とする。
2. 前項については、競技役員より全参加者に対して確認しやすい方法で、内容及び対策を指示する。

第17条 競技打ち切りの場合の成績

競技が打ち切りとなった場合の競技成績は、競技打ち切り決定時刻までに、リタイアまたはタイムアウトになっていない全ての車両が通過した地点までにおけるものとする。

第18条 ペナルティ

以下の行為を競技長が認めた場合は審査委員会の決定により参加者にペナルティを与えることができる。

1. 交通違反及び交通事故を起こしたとき。
2. チェックカード（タイムカード）を改竄したとき。
3. スタート後、参加車両または乗員を変更したとき。
4. 車両規則違反があったとき。
5. 競技中オーガナイザーが指定した場所以外でサービスを受けたとき及び指定給油所（ガスコン）以外で燃料の給油を行ったとき。
6. 第7条（参加者の遵守事項）に違反した場合。

第19条 損害の補償

1. 参加者（サービスを含む）が交通事故を起こした場合は自己の責任において処理するものとする。
2. 参加車両の破損は各自の負担とする。
3. オーガナイザー、競技役員及びJAFは参加者の死傷等に対しいかなる賠償責任も負わない。

第20条 抗議・控訴

1. 参加者は自己が不当に処遇されていると判断した場合抗議することができる。
2. 抗議は抗議対象となる理由を具体的に記述し、抗議料を添え、競技長に提出する。
3. 抗議への裁定結果は抗議者に対し口頭で行われる。
4. 抗議料はその抗議が成立した場合及び審査委員会が認めた場合のみ返還される。
5. 抗議の付帯費用はその抗議が成立した場合は抗議対象者、不成立の場合は抗議提出者が支払う。
6. 参加者は、審査委員会の裁定結果に不服な場合はJAFに控訴することができる。

第21条 抗議提出時間に対する制限

1. 競技に対する抗議はその参加者の競技終了後30分以内に行わなければならない。
2. 競技成績に関する抗議は暫定結果発表後30分以内に行わなければならない。
3. 技術委員長長の裁定に対する抗議は裁定後直ちに抗議提出の意志表示を行い裁定後30分以内に行わなければならない。

第22条 参加取止め

参加申し込み締め切り以降の参加取止めに対し参加料は返還されない。

第23条 公式通知

公式通知はオーガナイザーの定めた場所に掲示又は参加者全員に周知出来る方法で発表される。

第24条 本規則の解釈

本規定に明記されていても、同様な事柄がラリー競技開催規定に明記されていれば、それが優先する。
本規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会の決定を最終とする。

第25条 本規則の施行

本規則は2025年1月1日をもって施行される。